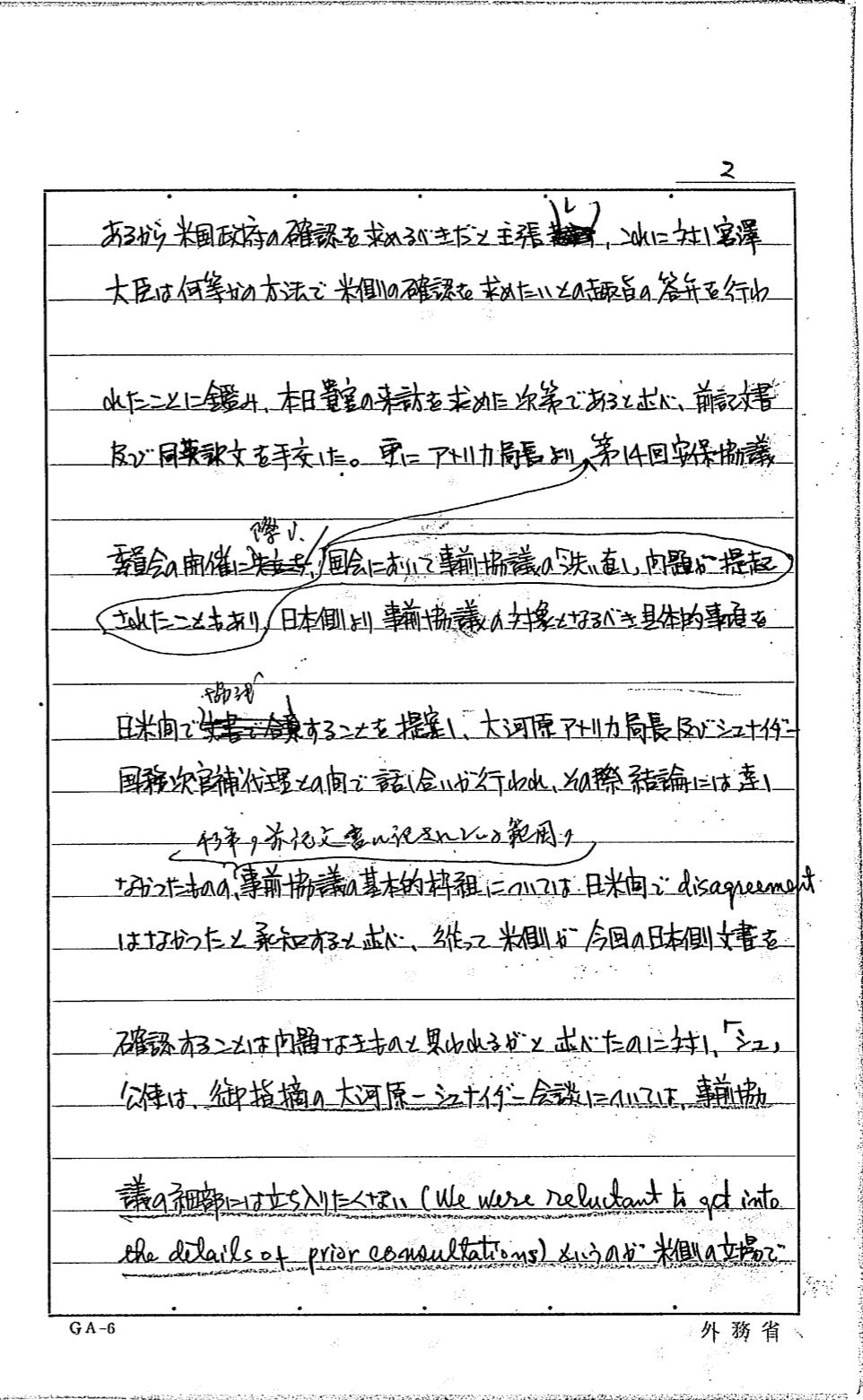
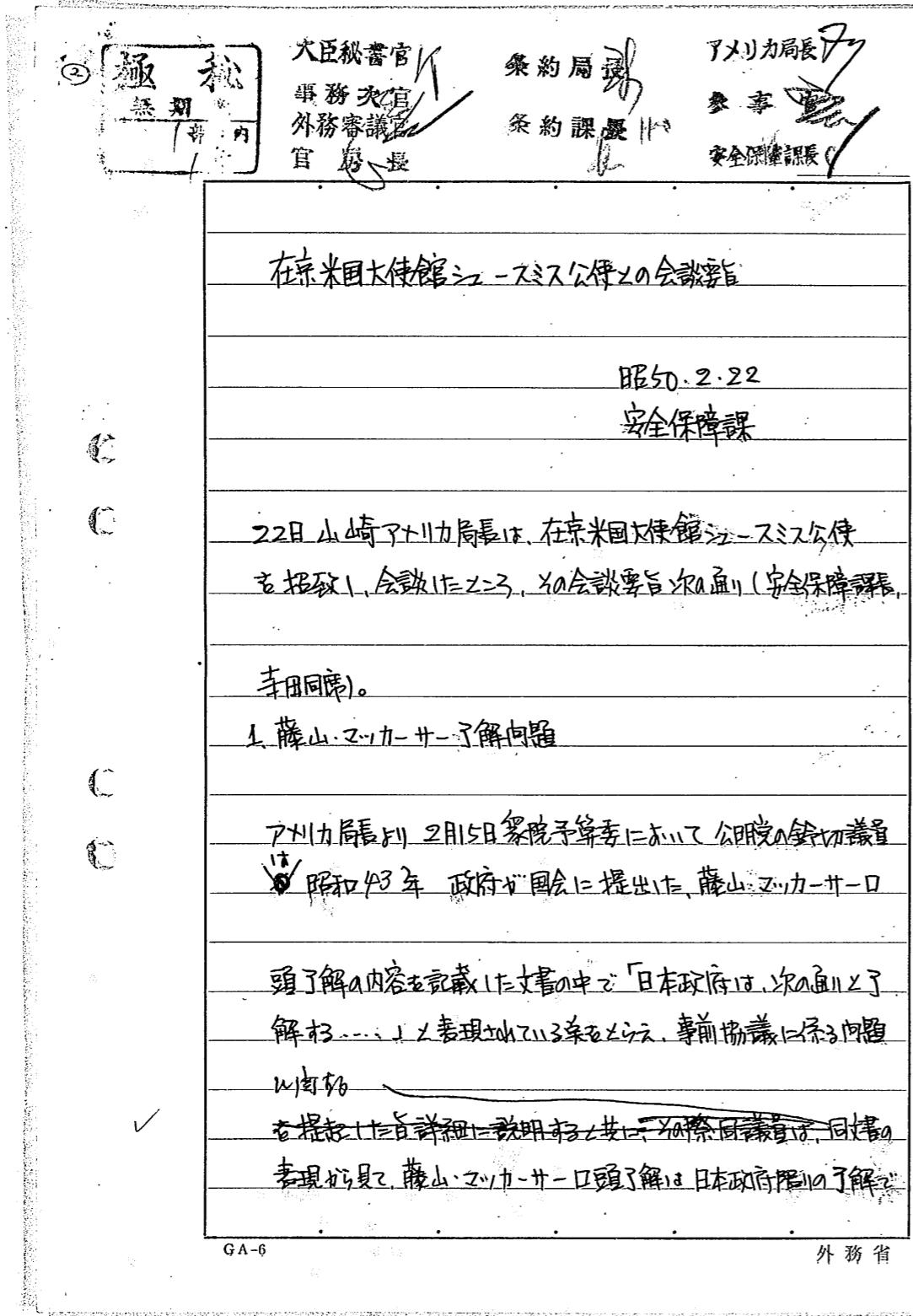


琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865

103



3

おたゞ自身は記憶なしと述べさせた。日本側は今次申入函にて
1) 本件自らの存在は決然として本国政府に照会する以前がある。

又米国政府がエントリーするに至る前務官は極めて慎重にしており（very
careful），場合によってはシシリー長官の行動に拘泥する所知れど

と述べた。三、公使より本件に関する米側の確認の方法及び回答
の期限は如何と質問したところ、ア川力局長は確認の方法は口頭で結構
構であるが、書院予算案の締結交渉時に合うように米國中には
是非とも回答を必要とする旨答えた。また、三、公使は本件

は内閣法律部もア川アホリ以降があるが、時間ばかりかと累々質
して来たところであった。

2. 矢野質問欄

(1) 航通日誌

ア川力局長は先般要望したキーフロードに係る航通日誌本の
後、返送されたのが春ねたと云ふ。三、公使は承認工事へ

GA-6

外務省

4

おおさかで、早く航通日誌の返却物が必要と判明し、最近日本
政府より二種類の照会が相次いでおり、国务院は "impatient"

に於ける等の事実の上、ア川力局長より本件の政治的性質
について説明された。

(2) MK-101 (IVLV) の諸元

ア川力局長より IIVLV の諸元を米側に照会したが、米側は答へ
られず、回答がおこなわれておらず、矢野が質問に対する回答

は、IVLV の諸元のうち classified となる部分があることを示し
た。302 一応手書きで思はれており、自分で一体何回

の内に IIVLV の諸元を必要とするか理解出来ぬと述べた。

ア川力局長より次に大野議員の質疑内容を説明すると共に、具体的
に別途専用紙を提出して照会する所である。

の内に大野議員は IIVLV の重量、長さ、幅等の code number 並び
に構造を承知した。矢野は指摘にあつた。241 が IIVLV 公使

は、彈頭の code number 及び構造が當初 classified され
た。302、答へられたが、重量、長さ等には調査した所によれば

外務省

GA-6

5

3. 伊江島における米兵射撃事件

江公使より国会開会中に日本側より本件に関する回答を頂けない。

のちほほりがる(�文書)と述べて其は、被疑者のうち名は
家族を本国から呼び寄せようとしており、他の名は、とくに滞留期

向切れられており(The other is long overdue),問題である。

何が法務省へ向けてあるか、113の件は照会されたのか、アリバ居長

より本件は、~~相手候月日付前法務省回答を得~~
~~3月12日付(答付)~~

より、米軍、日本側とも詳しい得たと承ります。

4. キヤウド・ハセン＝ホークス島越え射撃訓練

アリバ居長より、中止またはキヤウド・ハセン＝ホークス

県道104号線越え射撃訓練は、3月3日再開予定と南川
113とし、本件は、外務大臣、海部官房長官とも相談したが、
射撃訓練は、午前8時半頃には3月3日終了するとの計画、候に

射撃訓練が実施されるのは、午前8時半頃から午後1時

6

江公使よりお尋ねされ、是非とも延期を申入山3月13日提示

が本件を解消する共に、本件訓練の実施を3月16日(延期)方考慮

開催までに江公使より申入山3月13日、江公使は差別的約束ある共に、

6日訓練が場合に日本側警察の警備をお願いいたる旨

望むところである。

5. OTHレーダー撤去商談

アリバ居長よりシェレンジャー防衛省の国防報告中に
OTHレーダーの撤去が予定され、早く75年度中に(75年6月末

まで)行なわれる旨の記述あるところ、日銀も3カ所のOTH
レーダー基地の撤去実施し、予定通りと述べたところ、

江公使は調査方約した。

五 日米安保条約上の事前協議について（国会議員に提出したもので、国会

に提出したものではないが、委員会の審議では引用されている。）

（昭四三・四・二十五 外務省）

日本政府は、次のような場合に日米安保条約上の事前協議が行なわれるものと了解している。

(一) 「配置における重要な変更」の場合

陸上部隊の場合は一個師団程度、空軍の場合はこれに相当するもの、海軍の場合は一機動部隊程度の配置

(二) 「装備における重要な変更」の場合

核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設

(三) わが国から行なわれる戦闘作戦行動（条約第五条に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設区域の使用

別
3

On "prior consultation" under the Japan-US Security Treaty

(This document was submitted to Diet members and not to the Diet. It is, however, referred to in deliberations of committees of the Diet.)

25 April 1968
Ministry of Foreign Affairs

The Japanese Government understands that prior consultation under the Japan-US Security Treaty will be held in the following cases:

1. When "major changes in the deployment into Japan of United States Armed Forces" which means deployment of U.S. forces the minimum size of which would be about one divisional strength in the case of land forces, a comparable air force unit and a navy task force, is made.
2. When "major changes in their equipment" which means introduction into Japan of nuclear warheads or intermediate and long range missiles and the construction of bases for such weapons, is made.
3. When the use is made of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to be undertaken from Japan other than those conducted under article V of the Treaty.